

答申第 63 号
平成16年7月23日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

収集の制限の例外について（答申）

平成16年7月20日付け諮問第48号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、収集の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

建設業法に基づき、建設業許可又は監督処分を行う場合、同法で定められた事実を正確に確認する必要がありますが、現在、これらの事実を正確に確認することは困難です。

そこで、国土交通省が構築したシステムで、建設業者に係る情報を保有する国の各省庁、地方公共団体が情報を提供し、それを蓄積した「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム（以下「本件システム」という。）」を利用して情報を収集することにより、より適正な法に基づく許可、監督処分を行うことができるようになります。

このことは、建設業法の目的である「建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与する」ことに資するものであると考えられ、国土交通省が構築した本件システムから建設業者の処分状況に係る情報を収集することが必要であると認められます。

答申第 64 号
平成16年7月23日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成16年7月20日付け諮問第48号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

- 1 國土交通省が構築した「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム（以下「本件システム」という。）」は、営業停止処分、許可取消処分又は指示処分を受けた建設業者の名称、所在地、許可番号、処分の内容等の情報やその他の法令に係る建設業者情報について、それらの情報を保有する國の各省庁、地方公共団体が提供してデータベース化し、相互に利用しようとするものであり、國土交通省がこれらの情報の中から全国の建設業者に係る許可の取消し及び営業の停止の情報を抽出して、國土交通省ホームページに掲載しようとするものです。
- 2 現在、國土交通大臣又は都道府県知事が建設業法に基づき、建設業許可又は監督処分を行う場合、同法で定められた事実を正確に確認する必要がありますが、これらの事実を正確に確認することは困難です。
そこで、本件システムを利用することにより、より適正な法に基づく許可、監督処分を行うことができるようになります。
また、國の各省庁、地方公共団体が本件システムを利用して情報を収集することにより、適切に指名停止を行うことができ、公共工事の適正

な施工の確保につながります。

さらに、全国の建設業者に係る許可取消処分及び営業停止処分の情報を国土交通省ホームページで積極的に公表することで、不良不適格業者の排除や不正行為等の再発防止に資することができ、また、国民が建設業者を選定するに当たって、取引の安全が確保できるようになります。

そのために、兵庫県としても、関係する建設業者に係る処分の情報を本件システムに提供する必要があると考えられます。

3 なお、提供しようとする情報は、それだけでは個人識別性はありませんが、建設業許可申請書等の公表されている情報と照合することにより個人識別性を有する情報となります。

しかし、上記のように、県が保有している建設業者の処分情報に含まれる個人情報を本件システムに提供することは、公益上の必要があり、適当であると認められます。

答申第 65 号
平成16年7月23日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成16年7月20日付け諮問第48号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

1 國土交通省が構築した「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム（以下「本件システム」という。）」は、営業停止処分、許可取消処分又は指示処分を受けた建設業者の名称、所在地、許可番号、処分の内容等の情報やその他の法令に係る建設業者情報について、それらの情報を保有する國の各省庁、地方公共団体が提供してデータベース化し、相互に利用しようとするものであり、また、國土交通省がこれらの情報の中から全国の建設業者に係る許可の取消し及び営業の停止の情報を抽出して、國土交通省ホームページに掲載しようとするものです。

現在、國土交通大臣又は都道府県知事が建設業法に基づき、建設業許可又は監督処分を行う場合、同法で定められた事實を正確に確認する必要がありますが、これらの事實を正確に確認することは困難です。

そこで、本件システムを利用することにより、より適正な法に基づく許可、監督処分を行うことができるようになります。

また、國の各省庁、地方公共団体が本件システムを利用して情報を収集することにより、適切に指名停止を行うことができ、公共工事の適正な施工の確保につながるようになります。

そのために、兵庫県としても、関係する建設業者に係る処分の情報を本件システムに提供する必要があると考えられます。

なお、提供しようとする情報は、それだけでは個人識別性はありませんが、建設業許可申請書等の公表されている情報と照合することにより個人識別性を有する情報となります。

しかし、オンライン結合によって本件システムに個人情報を提供することは、全国的な情報の共有を適切かつタイムリーに行うことができることから有用性のある手段であると認められます。

2 次のことを通じて、個人情報が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

- (1) 本件システムに提供することとしている監督処分に係る情報は、必要最小限のものに限定しており、その内容は既に審議会の答申を得て発信している県ホームページ掲載情報と同一であること。
- (2) 提供先において、データベースは一般的のアクセスができない専用回線で構築され、ID、パスワード管理を施すことで、関係者以外はアクセスできないよう配慮されていること。